

令和2年第4回東広島市議会定例会

議

案

令和2年12月

目 次

議案第 2 1 2 号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び広島県市町総合事務組 合規約の変更に関する協議について……………	1
議案第 2 1 3 号	財産の取得について……………	4
議案第 2 1 4 号	財産の無償譲渡について……………	6
議案第 2 1 5 号	財産の無償譲渡について……………	8
議案第 2 1 6 号	財産の無償譲渡について……………	10
議案第 2 1 7 号	財産の無償譲渡について……………	12
議案第 2 1 8 号	財産の無償譲渡について……………	14
議案第 2 1 9 号	財産の無償譲渡について……………	16
議案第 2 2 0 号	財産の無償貸付けについて……………	18
議案第 2 2 1 号	財産の無償貸付けについて……………	20
議案第 2 2 2 号	財産の無償貸付けについて……………	22
議案第 2 2 3 号	財産の無償貸付けについて……………	24
議案第 2 2 4 号	財産の無償貸付けについて……………	26

議案第 2 2 5 号	財産の無償貸付けについて……………	2 8
議案第 2 2 6 号	財産の無償貸付けについて……………	3 0
議案第 2 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 2
議案第 2 2 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 4
議案第 2 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 6
議案第 2 3 0 号から議案第 2 9 8 号まで		
	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 8
議案第 2 9 9 号から議案第 3 0 3 号まで		
	公の施設の指定管理者の指定について……………	4 5
議案第 3 0 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	4 7
議案第 3 0 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	4 9
議案第 3 0 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5 1
議案第 3 0 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5 3
議案第 3 0 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5 5
議案第 3 0 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5 7
議案第 3 1 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5 9

議案第 3 1 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	6 1
議案第 3 1 2 号	請負契約の変更について……………	6 3
議案第 3 1 3 号	委託契約の変更について……………	6 5
議案第 3 1 4 号	所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行 に伴う関係条例の整理について……………	6 7
議案第 3 1 5 号	東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理 条例の制定について……………	7 1
議案第 3 1 6 号	東広島市事務分掌条例の一部改正について……………	7 9
議案第 3 1 7 号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条 例の一部改正について……………	8 2
議案第 3 1 8 号	東広島市地域センター条例の一部改正について……………	8 4
議案第 3 1 9 号	東広島市福祉センター設置及び管理条例の一部 改正について……………	8 7
議案第 3 2 0 号	東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改 正について……………	9 0
議案第 3 2 1 号	東広島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一 部改正について……………	9 2
議案第 3 2 2 号	東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例 の一部改正について……………	9 5

議案第 3 2 3 号	東広島市道路占用料徴収条例の一部改正について……………	9 8
議案第 3 2 4 号	東広島市漁港管理条例の一部改正について……………	1 0 2
議案第 3 2 5 号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	1 0 4
議案第 3 2 6 号	東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部改正について……………	1 0 7
議案第 3 2 7 号	東広島市火災予防条例の一部改正について……………	1 1 1
議案第 3 2 8 号	東広島市立学校設置条例の一部改正について……………	1 1 5
議案第 3 2 9 号	東広島市立学校給食センター設置条例の一部改正について……………	1 1 9
議案第 3 3 0 号	東広島市使用料条例の一部改正について……………	1 2 2

議案第 2 1 2 号

広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島
県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、広島県
市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合
規約（昭和 3 5 年指令地第 8 0 3 号）を別紙のとおり変更することに関し、関係地
方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を
求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

世羅三原斎場組合の脱退による広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う広島県市町総合事務組合規約の変更に関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（一略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。一略一

第290条 第284条第2項、第286条（一略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

別紙

広島県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合同規約（昭和35年指令地第803号）の一部を次のように改正する。

別表第1世羅三原斎場組合の項を削る。

別表第2中「、世羅三原斎場組合」を削る。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第213号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 種類 寝台、寝具及び収納台
- (3) 品名及び数量

品 名	数 量
おひるねベッド（A）	574台
おひるねベッド収納ワゴン（A）	45台
おひるねベッド用寝具（A）	704枚
おひるねベッド（B）	1,477台
おひるねベッド収納ワゴン（B）	108台
おひるねベッド用寝具（B）	1,607枚
おひるねベッド（C）	76台
おひるねベッド用寝具（C）	76枚

2 取得価格

2,639万9,466円

3 相手方

東広島市西条大坪町8番32号

株式会社きんし東広島本店

代表取締役 地 岡 三 利

(提案理由)

保育所及び認定こども園で使用する午睡用の寝台等を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 2 1 4 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町三津 4 2 7 4 番地 2
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 補強コンクリートブロック造り 2 階建て
- (4) 延べ面積 9 7 . 0 5 平方メートル

2 相手方

東広島市安芸津町三津 4 2 5 3 番地 3

祇園区町内会

会長 高 下 隆 司

(提案理由)

祇園集会所の建物を祇園区町内会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 215 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町風早 3 1 8 3 番地 3
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 144.14 平方メートル

2 相手方

東広島市安芸津町風早 3 1 8 3 番地 3
風早南地区自治会
会長 砂 原 正 司

(提案理由)

風早南区集会所の建物を風早南地区自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第216号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町風早791番地
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 124.97平方メートル

2 相手方

東広島市安芸津町風早791番地
風早西住民会
会長 藤 川 浩 司

(提案理由)

風早西集会所の建物を風早西住民会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 217 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市黒瀬町津江 6 3 0 1 番地 1
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 138.79 平方メートル

2 相手方

東広島市黒瀬町津江 6 3 0 1 番地 1
東側区
区長 花 満 哲 也

(提案理由)

東側老人集会所の建物を東側区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 218 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市福富町久芳 380 番地 8
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 104.24 平方メートル

2 相手方

東広島市福富町久芳 1583 番地 1
東谷自治会
会長 竹 井 文 昭

(提案理由)

東谷老人集会所の建物を東谷自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 219 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市河内町中河内 1024 番地 2
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 102.47 平方メートル

2 相手方

東広島市河内町中河内 913 番地 2
西条自治会
会長 出 島 義 則

(提案理由)

中河内老人集会所の建物を西条自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 220 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町三津字西之原 4 2 7 3 番 4 ほか 1 筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 107.75 平方メートル

2 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 相手方

東広島市安芸津町三津 4 2 5 3 番地 3

祇園区町内会

会長 高 下 隆 司

(提案理由)

祇園集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 2 1 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町風早字新開 3 1 8 3 番 3
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 4 1 5 . 7 7 平方メートル

2 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 相手方

東広島市安芸津町風早 3 1 8 3 番地 3
風早南地区自治会
会長 砂 原 正 司

(提案理由)

風早南区集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 2 2 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町風早字砂田 7 9 1 番
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 4 1 8 . 6 1 平方メートル

2 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 相手方

東広島市安芸津町風早 7 9 1 番地
風早西住民会
会長 藤 川 浩 司

(提案理由)

風早西集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 2 3 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市黒瀬町津江字流田 6 3 0 1 番 1 の一部
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 2 7 0 . 2 0 平方メートル

2 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで

3 相手方

東広島市黒瀬町津江 6 3 0 1 番地 1
東側区
区長 花 満 哲 也

(提案理由)

東側老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 224 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市福富町久芳字東中山 380 番 8 ほか 3 筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 山林、宅地及び畑
- (4) 面積 797.62 平方メートル

2 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

3 相手方

東広島市福富町久芳 1583 番地 1
東谷自治会
会長 竹 井 文 昭

(提案理由)

東谷老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 225 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市河内町中河内字西条 1024 番 2
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 187.00 平方メートル

2 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで

3 相手方

東広島市河内町中河内 913 番地 2
西条自治会
会長 出 島 義 則

(提案理由)

中河内老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 226 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 12 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市八本松東二丁目 1 4 4 番 1
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 1 万 7, 3 2 4. 6 1 平方メートル

2 貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 相手方

東広島市八本松東二丁目 2 1 番 1 号
東広島流通センター株式会社
代表取締役 高 垣 廣 徳

(提案理由)

東広島流通センター株式会社に無償で貸し付けている土地を引き続き同者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 2 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成 2 2 年東広島市条例第 4 1 号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市竹仁地域セン ター	住民自治協議会 福に 富む郷 竹仁 会長 杉原 邦男	東広島市福富町下竹仁 5 0 1 番地 1 1

- 2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

東広島市竹仁地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 2 2 8 号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成 2 2 年東広島市条例第 4 1 号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市河戸地域セン ター	草が城の里・河戸自治 協議会 会長 向井 康博	東広島市河内町河戸 2 0 8 0 番地 1

- 2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

東広島市河戸地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 2 2 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市地域センター条例（平成 2 2 年東広島市条例第 4 1 号）に基づき設置された地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市戸野地域セン ター	自治組織 ふれあいの 里戸野 会長 平川 智章	東広島市河内町戸野 7 3 8 番地

- 2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

東広島市戸野地域センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第230号から議案第298号まで

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第25号）に基づき設置された地域集会所の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	指定期間
230	東子集会所	東子自治会 会長 溝垣 哲壮 東広島市西条町田口2848番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
231	金清集会所	金清自治会 会長 橋本 健司 東広島市西条町田口67番地194	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
232	今田集会所	今田地区自治連合会 会長 中井 三友 東広島市西条町郷曾3430番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
233	三升原集会所	三升原集会所管理会 代表者 廣橋 伍幸 東広島市西条町田口3417番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
234	上三永第一会館	上三永1区 区長 道面 明和 東広島市西条町上三永158番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
235	上三永第二会館	上三永2区 区長 石橋 敦 東広島市西条町上三永1331番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
236	上三永第三会館	上三永3区 区長 木本 厚	令和3年4月1日から令和13年3

		東広島市西条町上三永1765番地	月31日まで
237	上三永第四会館	上三永4区 区長 植崎 利生 東広島市西条町上三永31番地31	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
238	上三永第五会館	上三永5区 区長 小川 仁士 東広島市西条町上三永2466番地2	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
239	上三永峠会館	上三永峠区 区長 中垣内 末成 東広島市西条町上三永3435番地2	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
240	上三永公会堂	上三永公会堂管理委員会 代表者 奥正 弘美 東広島市西条町上三永1713番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
241	下三永集会所	下三永集会所管理会 代表者 骨田 公利 東広島市西条町下三永1035番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
242	本頭会館	本頭区 区長 池溝 康雄 東広島市西条町下三永218番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
243	吉光・大宮会館	吉光・大宮区 区長 山田 龍義 東広島市西条町下三永412番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
244	河田集会所	河田区 区長 松禾 正美 東広島市西条町下三永1224番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
245	池田集会所	池田区 区長 山本 勝司 東広島市西条町下三永3200番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
246	鴨ヶ池集会所	鴨ヶ池団地自治会 会長 渡橋 誠 東広島市西条町吉行181番地29	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
247	吉行集会所	吉行集会所運営委員会 会長 佐藤 正暁 東広島市西条町吉行327番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
248	みずとり集会所	御菌宇3区 区長 藏田 多恵子 東広島市西条町御菌宇2533番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
249	武士集会所	武士区	令和3年4月1日

		区長 古屋敷 隆志 東広島市西条町田口31番地	から令和13年3月31日まで
250	中組集会所	飯田中組自治会 会長 木村 茜 東広島市八本松飯田五丁目6番29-13号	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
251	篠集会所	篠自治会 会長 石田 俊彦 東広島市八本松町篠147番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
252	正力集会所	正力南自治会 会長 木村 功 東広島市八本松町正力1688番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
253	正力第二集会所	正力団地自治会 会長 迫田 輝雄 東広島市八本松町正力44番地305	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
254	米満集会所	米満区自治会 会長 蒲生 啓明 東広島市八本松町米満110番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
255	上組コミュニティーセンター	飯田上組区 区長 寺田 公德 東広島市八本松町飯田212番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
256	八本松西集会所	大山ハイツ自治会 会長 西本 達夫 東広島市八本松西二丁目23番10号	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
257	八本松北集会所	八本松北自治会 会長 福島 秀秋 東広島市八本松町飯田1543番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
258	宗吉第一集会所	宗吉第一集会所管理運営委員会 委員長 川原 研照 東広島市八本松西一丁目10番12号	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
259	宗吉第二集会所	宗吉北区自治会 会長 中嶋 英雄 東広島市八本松町宗吉412番地20	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
260	前長沢集会所	前長沢自治会 会長 大武 守 東広島市八本松町原1738番地2	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
261	河内田・馬場台会館	原自治協議会 会長 串山 國男 東広島市八本松町原3561番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

262	原西部集会所	原西部集会所管理委員会 委員長 佐々木 信行 東広島市八本松町原894番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
263	河内田集会所	原自治協議会 会長 串山 國男 東広島市八本松町原3561番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
264	八本松南集会所	八本松南集会所管理運営委員会 委員長 山崎 誠一 東広島市八本松南一丁目5番11-7号	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
265	下組集会所	下組集会所管理運営委員会 委員長 中曾 義孝 東広島市八本松東六丁目13番21号	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
266	元広集会所	元広区 区長 三宅 隆行 東広島市志和町志和東4664番地12	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
267	高屋堀集会所	高屋堀行政区自治会 代表者 木原 省五 東広島市高屋町高屋堀1835番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
268	杵原上集会所	杵原上区 区長 木原 利明 東広島市高屋町杵原231番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
269	杵原中央集会所	杵原中央集会所管理運営委員会 委員長 福本 喜弘 東広島市高屋町杵原2300番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
270	杵原下集会所	杵原下集会所管理運営委員会 委員長 原 慎二 東広島市高屋町杵原1395番地15	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
271	宮領集会所	宮領集会所管理会 代表者 木村 一彦 東広島市高屋町宮領837番地33	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
272	乃美尾会館	乃美尾ふれあい会 会長 室谷 實夫 東広島市黒瀬町乃美尾2131番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
273	兼沢会館	兼沢区 区長 津久江 正美 東広島市黒瀬町兼沢932番地2	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
274	上条会館	上条区 区長 梶田谷 正雄	令和3年4月1日 から令和5年3月

		東広島市黒瀬町津江2179番地	31日まで
275	南方会館	南方会館管理運営委員会 委員長 麻生 豊 東広島市黒瀬町南方1432番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
276	柳国下モ原 会館	柳国下モ原自治会 会長 大林 賢二 東広島市黒瀬町宗近柳国433番地 2	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
277	大多田会館	大多田区 区長 中野 恕 東広島市黒瀬町大多田842番地	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
278	松崎コミュニ ティホーム	松崎コミュニティホーム管理運営委 員会 委員長 高橋 賢治 東広島市福富町久芳2332番地4	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
279	レイクヒル コミュニテ ィホーム	レイクヒル区 区長 上西 晃雄 東広島市福富町久芳1535番地3 6	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
280	押政北コミ ュニティホ ーム	押政区 区長 在間 賢二 東広島市福富町久芳4831番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
281	押政南コミ ュニティホ ーム	末政区 区長 佐々木 栄治 東広島市福富町久芳4445番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
282	後谷集会所	清武西後谷自治会 会長 森住 雅文 東広島市豊栄町清武3366番地1	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
283	別府集会所	第13区 区長 橋本 照雄 東広島市豊栄町別府48番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
284	鉄南コミュニ ティホーム	鉄南2区 区長 梶田 壽義 東広島市河内町中河内564番地1 0	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
285	奥条・串ケ 平コミュニ ティホーム	奥条・串ケ平コミュニティホーム管 理運営委員会 委員長 藤原 孝 東広島市河内町中河内1507番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
286	大矢コミュニ ティホーム	大矢会館運営管理委員会 代表 有本 英雄 東広島市河内町入野7021番地1	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
287	元兼コミュニ ティホーム	元兼区	令和3年4月1日

	ニティホーム	区長 平野 政敏 東広島市河内町入野4203番地	から令和13年3月31日まで
288	柚木コミュニティホーム	柚木集会所管理運営委員会 委員長 金口 逸男 東広島市河内町入野4557番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
289	門・松永コミュニティホーム	門・松永コミュニティホーム運営委員会 会長 松仁 幸子 東広島市河内町入野3019番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
290	妙見ヶ丘コミュニティホーム	妙見ヶ丘区 区長 金村 篤 東広島市河内町入野736番地8	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
291	グリーンコミュニティホーム	中山台自治会 会長 小田原 和彦 東広島市入野中山台二丁目6番1号	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
292	河戸天神コミュニティホーム	天神区 区長 森久 順子 東広島市河内町河戸913番地	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
293	宇山コミュニティホーム	宇山コミュニティホーム運営委員会 会長 澤田 和博 東広島市河内町宇山2175番地	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
294	蚊無集会所	蚊無地区自治会 会長 岡谷 義輝 東広島市安芸津町三津334番地	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
295	地方集会所	三津向組区 区長 大島 正 東広島市安芸津町三津2515番地	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
296	印内集会所	大印内区 区長 茶井 護 東広島市安芸津町三津1526番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
297	横川集会所	横川集会所管理運営委員会 会長 秋光 定雄 東広島市安芸津町三津3383番地3	令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
298	赤崎集会所	赤崎集会所運営委員会 委員長 南條 誠 東広島市安芸津町木谷4638番地2	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

地域集会所の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第299号から議案第303号まで

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第25号）に基づき設置された多目的広場の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	指定期間
299	正力多目的広場	正力コミュニティ振興協議会 会長 重光 秋治 東広島市八本松町正力1382番地2	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
300	西山多目的広場	西山自治会 会長 河野 憲治 東広島市八本松町原10545番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
301	米満多目的広場	米満区自治会 会長 蒲生 啓明 東広島市八本松町米満110番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
302	竹仁地区コミュニティ広場	中組自治会 会長 山崎 晴幸 東広島市福富町上竹仁331番地6	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
303	大芝北コミュニティ広場	大芝集会所運営管理委員会 委員長 古本 和則 東広島市安芸津町風早2516番地2	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

多目的広場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第304号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市福祉センター設置及び管理条例（昭和51年東広島市条例第8号）に基づき設置された福祉センターの管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
下見福祉会館	社会福祉法人東広島市 社会福祉協議会 理事長 高橋 幸夫	東広島市西条町土与丸11 08番地

- 2 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(提案理由)

下見福祉会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第305号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市老人集会所設置及び管理条例（昭和52年東広島市条例第13号）に基づき設置された東広島市老人集会所の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
小田老人集会所	自治組織「共和の郷・ おだ」 会長 小早川 正治	東広島市河内町小田218 2番地

- 2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

小田老人集会所の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第306号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市老人集会所設置及び管理条例（昭和52年東広島市条例第13号）に基づき設置された東広島市老人集会所の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
篁老人集会所	篁老人集会所運営管理委 員会 運営管理委員長 増田 豊實	東広島市河内町入野34 45番地

- 2 指定期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

高齢者集会所の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第307号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市老人集会所設置及び管理条例（昭和52年東広島市条例第13号）に基づき設置された東広島市老人集会所の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
入野中央老人集会所	入野中央老人集会所運営 管理委員会 運営管理委員長 大坪 佳美	東広島市河内町入野53 10番地4

- 2 指定期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

入野中央老人集会所の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第308号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市白市交流会館設置及び管理条例（平成27年東広島市条例第49号）に基づき設置された東広島市白市交流会館の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市白市交流会館	白市景観形成委員会 会長 大多和 孝	東広島市高屋町白市113 2番地3

- 2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

東広島市白市交流会館の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第309号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市都市公園条例（昭和59年東広島市条例第20号）に基づき設置された都市公園の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島運動公園	東広島スポーツパーク共同企業体 代表者 株式会社セイカスポーツセンター 代表取締役 玉川 文生 構成員 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二 株式会社西尾園芸 代表取締役 西尾 壽紀	鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号

- 2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

東広島運動公園の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第310号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市市民体育施設設置及び管理条例（昭和55年東広島市条例第5号）に基づき設置された東広島市市民体育施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
志和市民グラウンド	株式会社陸地コンサル タント 代表取締役 佐々木 仁志	東広島市西条大坪町8番2 7号

- 2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

志和市民グラウンドの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 3 1 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

東広島市河内パークゴルフ場設置及び管理条例（平成 2 4 年東広島市条例第 2 号）に基づき設置された東広島市河内パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受け
るもの

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市河内パークゴ ルフ場	こうち交流促進施設運 営協議会 理事長 住原 正弘	東広島市河内町小田 4 1 3 2 番地 1

- 2 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

東広島市河内パークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第312号

請負契約の変更について

令和2年2月27日議決第43号により議決を経た令和元年度小学校増改築事業八本松小学校グラウンド造成工事（六期工事）の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 4億590万円」を「3 契約金額 4億7,300万9,900円」に改める。

(提案理由)

令和元年度小学校増改築事業八本松小学校グラウンド造成工事（六期工事）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第313号

委託契約の変更について

令和2年9月24日議決第193号により議決を経た東広島市立小中学校情報ネットワーク環境施設整備業務の委託契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 4億3,450万円」を「3 契約金額 4億4,198万円」に改める。

(提案理由)

東広島市立小中学校情報ネットワーク環境施設整備業務の委託契約について、業務の内容の一部を変更する必要があるため、委託契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 3 1 4 号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理
について

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準
割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均
貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」と
いう。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合
に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

- (1) 東広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市
条例第 1 3 0 号）附則第 2 項
- (2) 東広島市道路占用料徴収条例（昭和 5 1 年東広島市条例第 1 1 号）附則第 2
項
- (3) 東広島市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例（昭和 6 0 年東広島市
条例第 1 2 号）附則第 4 項
- (4) 東広島市安芸津港海岸保全区域占用料徴収条例（平成 2 0 年東広島市条例第
4 9 号）附則第 4 項
- (5) 東広島市債権管理条例（平成 2 7 年東広島市条例第 4 8 号）附則第 2 項
附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例附則第2項、東広島市道路占用料徴収条例附則第2項、東広島市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例附則第4項、東広島市安芸津港海岸保全区域占用料徴収条例附則第4項及び東広島市債権管理条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）の施行に合わせて、関係条例における延滞金の割合の特例に関する規定について、用語の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第231条の3

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

道路法（昭和27年法律第180号）

第73条

- 2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

海岸法（昭和31年法律第101号）

第35条

- 2 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

第75条

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

議案第 3 1 5 号

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例の制定について

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例

(目的及び設置)

第 1 条 道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供するとともに、地元の農林水産物その他の生産品の販売及び地域情報等の発信を行うことにより、地域間の多様な交流を促進し、及び地域の活性化に寄与することを目的として、東広島市道の駅西条のん太の酒蔵（以下「道の駅」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 道の駅の位置は、東広島市西条町寺家 1 0 0 2 0 番地 4 3 とする。

(施設)

第 3 条 道の駅に、次の施設を置く。

- (1) 地域連携施設
- (2) 駐車場
- (3) その他附帯施設

(事業)

第 4 条 道の駅においては、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 道路の利用者に対する休憩場所の提供に関する事。
- (2) 地元の農林水産物（その加工品を含む。）その他の生産品、飲食物その他の物品の販売に関する事。

- (3) 地域情報、観光情報、道路情報等の発信に関すること。
- (4) 地域資源を活用した人の来訪の促進、市民の交流の場の創出その他地域間の多様な交流の促進に関すること。
- (5) 災害が発生した際における当該災害により被害を受けた者、災害の影響により避難した者等の支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、道の駅の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業を行うこと。
- (2) 道の駅及びその附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- (3) 施設等の維持及び修繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務を行うこと。

(利用時間及び開館日)

第6条 道の駅の利用時間は、地域連携施設にあつては午前9時から午後9時まで、地域連携施設以外の施設にあつては午前零時から午後12時までとし、開館日は、1月1日から12月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の利用時間を変更し、又は道の駅の全部若しくは一部を臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第7条 施設等の利用のうち別表に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定管理者に申請して、その許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、施設等の管理運営上必要があ

ると認めるときは、その許可について条件を付することができる。

(許可の基準)

第8条 指定管理者は、前条第1項の規定による許可の申請があった場合において、その申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしない。

- (1) 当該申請に係る利用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 当該申請に係る利用により施設等が損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設等の利用が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 施設等の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申請者に施設等を利用させることが適当でない事由があると認めるとき。

(利用料金)

第9条 第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に係る施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。
- 3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により施設等を利用することができなくなったときその他指定管理者において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(設備の設置等)

第12条 利用者は、施設等を利用する場合において、設備を設け、又は機械器具その他の物を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、軽易なものとして市長が別に定めるものについては、この限りでない。

2 第7条及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(目的外利用等の禁止)

第13条 利用者は、施設等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、若しくは転貸し、又はその利用する権利を他人に譲渡してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項(第12条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により付した許可の条件を変更し、第7条第1項若しくは第12条第1項の許可に係る行為の停止を命じ、若しくは制限をし、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。
- (2) 利用者が第7条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第12条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 第8条各号に掲げる事態が生じ、又は判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 市及び指定管理者は、前項の規定による処分により利用者が損害を受けることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は前条第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(行為の禁止)

第16条 何人も、道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号に該当する行為であって、市長の許可を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (2) 立入りを禁じられた区域に立ち入ること。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 指定された場所以外の場所に自動車その他の車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (5) 施設等をその用途以外の用途に使用すること。
- (6) 暴走行為をすることを目的として自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車を準備して集合すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の管理運営上支障があると認められる行為をすること。

2 第7条、第8条及び第14条の規定は、前項ただし書の許可について準用する。この場合において、第7条、第8条及び第14条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と読み替えるものとする。

（入場の制限）

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、道の駅への入場を拒み、又は道の駅からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物を携帯する者
- (2) 施設等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらの行為をするおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、道の駅の管理運営上支障があると認める者

（損害賠償義務）

第18条 自己の責めに帰すべき事由により施設等又は備付物品を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）

第19条 市長は、東広島市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年東広島市条例第31号）第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、市長が臨時に道の駅の管理運営を行うときに限り、その間、施設等の利用のうち別表に掲げるものについては、同表の規定により算定した額を使用料として徴収する。

2 前項の場合における第7条から第12条まで、第14条、第15条及び第17条の規定の適用については、第7条、第8条、第11条、第12条第1項、第14条第1項及び第17条中「指定管理者」とあり、並びに第15条第2項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条の見出し、第10条（見出しを含む。）及び第11条（見出しを含む。）中「利用料金」とあり、並びに第9条第1項中「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、第10条中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い」とあるのは「市長は、特に必要があると認めるときは、別に定める基準により」と、第14条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とし、第9条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、道の駅の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第7条第1項の許可及び第9条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例の例により行うことができる。
- 3 指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

別表（第7条、第9条、第19条関係）

- 1 物品の販売又は飲食物の提供及びシャワー施設の利用

区 分	利用料金
-----	------

1	物品の販売又は飲食物の提供	販売金額の30パーセントに相当する額
2	シャワー施設の利用	1人につき10分までごとに 200円

備考 1の項に掲げる区分に係る施設等の利用において、原材料の加工その他動力を用いる作業を行う場合は、その光熱水費の実費に相当する額を加算することができる。

2 多目的展示室及び屋根付き広場の利用

施設の名称及び区分		単 位	利用料金
多目的展示室	物品の販売、宣伝その他これらに類する利用の場合	1時間までごとに	1,800円
	その他の利用の場合	1時間までごとに	1,200円
屋根付き広場	物品の販売、宣伝その他これらに類する利用の場合	10平方メートル 1時間につき	150円
	その他の利用の場合	10平方メートル 1時間につき	100円

備考 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(提案理由)

道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供するとともに、地元の農林水産物その他の生産品の販売及び地域情報等の発信を行うことにより、地域間の多様な交流を促進し、及び地域の活性化に寄与することを目的として、東広島市道の駅西条のん太の酒蔵を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めようとするものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

議案第 3 1 6 号

東広島市事務分掌条例の一部改正について

東広島市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市事務分掌条例の一部を改正する条例

東広島市事務分掌条例（昭和 5 7 年東広島市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

「総務部 「総務部
第 1 条中 政策企画部 を 財務部 に改める。
財務部 」 地域振興部」

第 2 条総務部の項中第 9 号を第 1 5 号とし、第 8 号の次に次の 6 号を加える。

- (9) 市行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項
- (10) 広域行政に関する事項
- (11) 重要な施策の推進に関する事項
- (12) 行政の情報化に関する事項
- (13) 電子計算組織の運営に関する事項
- (14) 統計調査及び広報に関する事項

第 2 条政策企画部の項を削り、同条財務部の項の次に次の 1 項を加える。

地域振興部

- (1) 地域の振興に関する事項
- (2) 交通政策に関する事項
- (3) 市民協働に関する事項

第 2 条生活環境部の項第 2 号を次のように改める。

(2) 国際交流に関する事項

第2条こども未来部の項第1号中「事項」の右に「（教育委員会の所管に属するものを除く。）」を加え、同条建設部の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条都市部の項に次の1号を加える。

(5) 住宅に関する事項

第3条を削る。

第4条中「前3条」を「前2条」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

社会情勢の変化及び新たな政策課題に対応することを目的として、効果的かつ効率的な事務事業の執行に資する組織体制を整備するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

議案第 3 1 7 号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例（昭和 5 5 年東広島市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 祇園集会所の項、風早南区集会所の項及び風早西集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地域集会所を無償で譲渡することに伴い、当該地域集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 3 1 8 号

東広島市地域センター条例の一部改正について

東広島市地域センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地域センター条例の一部を改正する条例

東広島市地域センター条例（平成 2 2 年東広島市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 号中「、東広島市宇山地域センター」を削る。

別表第 1 東広島市河戸地域センターの項中「東広島市河内町河戸 2 0 8 0 番地 1」を「東広島市河内町河戸 8 0 2 番地 1」に改める。

別表第 2 東広島市河戸地域センターの部中

「

ホール	8 8 0 円	6 3 0 円
和室	4 1 0 円	3 9 0 円

を

」

「

ホール	1, 1 3 0 円	6 3 0 円
研修室	8 8 0 円	6 3 0 円
調理実習室	4 1 0 円	3 9 0 円

に改め、同表

」

東広島市宇山地域センターの部中

「

大ホール（体育館）	2 0 0 円	2 0 0 円
-----------	---------	---------

を

」

「

ホール	1,130円	630円
-----	--------	------

に、

「

和室1	410円	390円
和室2	410円	390円

を

「

和室	410円	390円
----	------	------

に改める。」

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東広島市地域センター条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の地域センターの使用に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の地域センターの使用に係る新条例第10条第1項の許可及び新条例別表第2の規定により算定される使用料又は利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

(提案理由)

東広島市河戸地域センターの移転及び東広島市宇山地域センターのホールの新築に伴い、これらの施設の使用料の額及び利用料金の限度額を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 3 1 9 号

東広島市福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

東広島市福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市福祉センター設置及び管理条例（昭和 5 1 年東広島市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び位置」を削り、「次のとおりとする」を「下見福祉会館とし、東広島市西条下見五丁目 4 番 8 号に置く」に改め、同条の表を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条関係）

区 分		1 時間までごとの使用料の額	
室名	種 別	3 時間以下の部分	3 時間を超える部分
大ホール	会議	1, 8 1 0 円	1, 2 7 0 円
	展示会等	2, 2 7 0 円	2, 0 2 0 円
	演芸会等	2, 7 3 0 円	2, 6 6 0 円
調理室	調理用器具を使用するとき	1, 3 5 0 円	3 9 0 円
	調理用器具を使用しないとき	8 8 0 円	3 9 0 円
和室	大部屋	8 8 0 円	3 9 0 円
	小部屋	4 1 0 円	3 9 0 円
会議室	1 階	8 8 0 円	3 9 0 円
	2 階	8 8 0 円	3 9 0 円

備考 1 次の各号に掲げる設備を使用する場合は、それぞれ当該各号に定める額を加算する。

- (1) 冷房設備 使用料の額の3割に相当する額
- (2) 暖房設備 使用料の額の2割に相当する額
- 2 使用時間を超過した場合は、1時間ごとにその使用料の額の2割に相当する額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分未満の端数があるときは切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げて計算する。
- 3 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 市外居住者が使用する場合は、使用料の額の3割に相当する額を加算する。
- 5 備考1、備考2又は備考4の規定により加算する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

河内社会福祉会館を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 3 2 0 号

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市老人集会所設置及び管理条例（昭和 5 2 年東広島市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表東側老人集会所の項から中河内老人集会所の項までを削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

(提案理由)

東広島市老人集会所を無償で譲渡することに伴い、当該東広島市老人集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 3 2 1 号

東広島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

東広島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

東広島市県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和 6 1 年東広島市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東広島市県営土地改良事業分担金等徴収条例

第 1 条中「に基づき、県営土地改良事業に係る」を「による」に改め、「分担金」の右に「並びに法第 9 1 条の 2 第 1 項及び第 6 項の規定による特別徴収金」を加える。

第 2 条中「県営土地改良事業」の右に「（法第 8 7 条の 3 第 1 項の規定により広島県が行う同項に規定する土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。以下「事業」という。）」を加え、「当該県営土地改良事業」を「当該事業」に改め、「もの」の右に「及び土地改良法施行規則（昭和 2 4 年農林省令第 7 5 号）第 6 8 条の 4 の 7 各号に掲げるもの」を加え、「当該分担金」を「、当該事業の施行に係る各年度において、その施行に要する費用の一部につき分担金」に改める。

第 6 条の見出しを「（知事の指定する事業等についての特別徴収金）」に改め、同条第 1 項中「市は、市長」を「市長は、広島県知事（以下「知事」という。）」に、「、広島県知事（以下「知事」という。）」を「知事」に、「当該事業の」を

「当該事業に係る法第113条の3第3項の規定による」に改め、「年度）」の右に「の初日」を加え、「納付させる旨の条件を付した分担金を」を「特別徴収金として」に改め、同条第3項中「分担金」を「特別徴収金の徴収」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の分担金」を「第1項又は第2項の特別徴収金」に、「その通知」を「、その通知」に、「前項の規定により徴収する分担金」を「対し、第1項又は第2項の特別徴収金」に、「当該分担金」を「当該特別徴収金の徴収」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市は、機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による公告の日から、当該機構関連事業に係る法第113条の3第3項の規定による工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するに至ったときは、その者から、特別徴収金を徴収する。ただし、災害その他知事がやむを得ない事由があると認めるときは、当該特別徴収金を徴収しないことができる。

3 前項の特別徴収金の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いて得た額とする。

(1) 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準として、当該機構関連事業によつて当該土地が受ける利益の程度を勘案して市長が定める割合（次号において「徴収割合」という。）を乗じて得た額

(2) 当該機構関連事業につき法第91条第6項の規定により市が負担する負担金の額に徴収割合を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(提案理由)

土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部改正により、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地についてその所有者等からの申請によらずに都道府県が施行することができる土地改良事業の制度が創設されたことに伴い、当該施行に係る土地が目的外用途に供された場合等における特別徴収金の徴収について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

土地改良法

第91条の2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（一略）の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（一略）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

議案第 3 2 2 号

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例（平成 2 0 年東広島市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 の表中

5 4 0 円
5 0 0 円
6 3 0 円
1 9 0 円
3 円

を

6 5 0 円
7 6 0 円
7 6 0 円
2 3 0 円
4 円

に、

を

5 0 0 円
1 9 0 円
6 3 0 円

に改める。

6 1 0 円
2 3 0 円
7 6 0 円

270円

320円

」

」

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の4の表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける東広島市道の駅湖畔の里福富（以下「道の駅」という。）の占用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた道の駅の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

東広島市地域公園の占用に係る使用料の額の改定に合わせて、東広島市道の駅湖畔の里福富の占用に係る使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 3 2 3 号

東広島市道路占用料徴収条例の一部改正について

東広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

東広島市道路占用料徴収条例（昭和 5 1 年東広島市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

3 5 0 円
5 4 0 円
7 3 0 円
3 2 0 円
5 0 0 円
6 9 0 円
3 2 円
3 円

を

4 2 0 円
6 5 0 円
8 8 0 円
3 8 0 円
6 1 0 円
8 3 0 円
3 8 円
4 円

に、

を

3 1 0 円
1 9 0 円
6 3 0 円
2 7 0 円

に、

3 7 0 円
2 3 0 円
7 6 0 円
3 2 0 円

630円
13円
19円
28円
38円
57円
76円
130円
190円
380円
630円

を

760円
16円
23円
34円
45円
68円
91円
160円
230円
450円
760円

に、

」

」

「

630円
10円

を

「

760円
10円

に、

」

」

「

500円
10円

を

「

610円
10円

に、

」

」

「

480円
630円

を

「

480円
760円

に、「0.034」を「0.03

」

」

3」に、「63円」を「76円」に、「0.024」を「0.023」に、「0.0

14」を「0.013」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の許可（以下「占用等の許可」という。）を受け、又は同法第35条の同意（以下「占用の同意」という。）を得る占有物件に係る占用料について適用し、同日前に占用の許可を受け、又は占用の同意を得た占有物件に係る占用料については、当該占用の期間の満了までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

道路法

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。一略

—

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(一略)で定める。一略

議案第 3 2 4 号

東広島市漁港管理条例の一部改正について

東広島市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市漁港管理条例の一部を改正する条例

東広島市漁港管理条例（平成 1 6 年東広島市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「1 月（工作物の設置を目的とする占有にあつては、3 年）」を「1 0 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

漁港の有効活用を推進することを目的として、管理漁港施設の占用の許可の期間の上限を伸長するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

第26条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

議案第 3 2 5 号

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
改正について

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 6 年東広
島市条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

乃美尾門前地区	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東広島都市計画乃美尾門前地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
---------	--

別表第 2 に次の 1 表を加える。

3 6 乃美尾門前地区

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類の製造業（法別表第 2（る）項第 1 号(1)から(10)まで及び(13)から(23)までに掲げる事業を除く。）に係るものに限る。） (2) 研究施設（前号に規定する工場に係るものに限る。） (3) 物流施設（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第 2 条第 1 号に規定する流通業務の用に供す

	る建築物に限る。) (4) 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舍 (5) 前各号の建築物に附属するもの
容積率の最高限度	10分の20とする。
建蔽率の最高限度	10分の6とする。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東広島都市計画乃美尾門前地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにその地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

建築基準法（昭和25年法律第201号）

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

議案第326号

東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部
改正について

東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部
を改正する条例

(東広島市都市公園条例の一部改正)

第1条 東広島市都市公園条例(昭和59年東広島市条例第20号)の一部を次の
ように改正する。

別表第3の3の表中

540円	650円
500円	760円
630円	760円
190円	230円
3円	4円

を

500円	610円
------	------

に、

190円
630円
270円

を

230円
760円
320円

に改める。

」

」

(東広島市地域公園設置及び管理条例の一部改正)

第2条 東広島市地域公園設置及び管理条例(平成16年東広島市条例第72号)

の一部を次のように改正する。

「

「

別表の3の表中

540円
500円
630円
190円
3円

を

650円
760円
760円
230円
4円

に、

」

」

「

「

500円
190円
630円
270円

を

610円
230円
760円
320円

に改める。

」

」

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の東広島市都市公園条例別表第3の3の表及び第2

条の規定による改正後の東広島市地域公園設置及び管理条例別表の3の表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける都市公園又は東広島市地域公園（以下これらを「公園」という。）の占用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた公園の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

本市における道路占用料の額の改定に合わせて、都市公園及び東広島市地域公園の占用に係る使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 3 2 7 号

東広島市火災予防条例の一部改正について

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市火災予防条例の一部を改正する条例

東広島市火災予防条例（平成 1 6 年東広島市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 2 第 1 項中「第 7 9 条第 1 項第 1 3 号」を「第 7 9 条第 1 項第 1 4 号」に改める。

第 2 0 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の右に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の右に「。第 1 2 号において同じ。）をいう」を加え、「5 0 キロワット」を「2 0 0 キロワット」に改め、同項中第 1 4 号を第 1 8 号とし、第 1 3 号を第 1 7 号とし、第 1 2 号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 2 0 条の 2 第 1 項中第 1 2 号を第 1 6 号とし、第 1 1 号を第 1 2 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) 充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、当該部分が十分な強度を有するものであるときは、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、次のいずれ

にも該当するものであること。

ア 充電用ケーブルを冷却するために用いる液体（以下この号において「冷却液」という。）が漏れた場合に、その漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。

イ 冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該冷却液の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第20条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び延焼を防止するための措置として消防長が認めるものが講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第79条第1項中第17号を第18号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の東広島市火災予防条例（以下「新条例」という。）第20条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用並びに

新条例第79条第1項第13号に規定する急速充電設備に係る設置の届出及び火災予防上必要な事項に関する計画の審査については、なお従前の例による。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、その使用に際し火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準等について必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

消防法（昭和23年法律第186号）

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

議案第 3 2 8 号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例

東広島市立学校設置条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

東広島市立竹仁小学校	東広島市福富町下竹仁 1 3 0 0 番地
東広島市立久芳小学校	東広島市福富町久芳 3 3 2 9 番地 3

」

を

「

東広島市立福富小学校	東広島市福富町下竹仁 2 0 9 6 番地 3
------------	-------------------------

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東広島市使用料条例（昭和 5 1 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表の備考以外の部分中「、寺西小学校、郷田小学校、板城小学校、三永小学校、川上小学校」を「 寺西小学校 郷田小学校 板城小学校 三永小学校 川上小学校」に、「、吉川小学校」を「 吉川小学校」に、「、西志和小

学校」を「西志和小学校」に、「小谷小学校、高屋東小学校、高屋西小学校」を「小谷小学校 高屋東小学校 高屋西小学校」に、「造賀小学校」を「造賀小学校」に、「平岩小学校」を「平岩小学校」に、「高美が丘小学校、三ツ城小学校」を「高美が丘小学校 三ツ城小学校」に、「中黒瀬小学校、下黒瀬小学校」を「中黒瀬小学校 下黒瀬小学校」に、「入野小学校」を「入野小学校」に、「木谷小学校」を「木谷小学校」に、「三津小学校」を「三津小学校」に、「風早小学校」を「風早小学校」に、「龍王小学校」を「龍王小学校」に、「向陽中学校、八本松中学校、志和中学校、高屋中学校、磯松中学校、松賀中学校、高美が丘中学校、黒瀬中学校、福富中学校」を「向陽中学校 八本松中学校 志和中学校 高屋中学校 磯松中学校 松賀中学校 高美が丘中学校 黒瀬中学校 福富小学校及び福富中学校」に、「豊栄中学校」を「豊栄中学校」に、「河内中学校」を「河内中学校」に、「安芸津中学校」を「安芸津中学校」に、「中央中学校」を「中央中学校」に、「八本松小学校」を「八本松小学校」に、「東志和小学校」を「東志和小学校」に、「東西条小学校」を「東西条小学校」に、「御菌宇小学校」を「御菌宇小学校」に、「板城西小学校」を「板城西小学校」に、「上黒瀬小学校」を「上黒瀬小学校」に、「乃美尾小学校」を「乃美尾小学校」に改め、「竹仁小学校」及び「久芳小学校」を削り、「豊栄小学校、河内小学校」を「豊栄小学校 河内小学校」に改める。

別表の3の表中「寺西小学校、郷田小学校、板城小学校、三永小学校、川上小学校、吉川小学校、小谷小学校、高屋東小学校、造賀小学校、高美が丘小学校、三ツ城小学校、下黒瀬小学校、入野小学校、木谷小学校」を「寺西小学校 郷田小学校 板城小学校 三永小学校 川上小学校 吉川小学校 小谷小学校 高屋東小学校 造賀小学校 高美が丘小学校 三ツ城小学校 下黒瀬小学校 入野小学校 木谷小学校」に、「三津小学校」を「三津小学校」に、「風早小学校、龍王小学校」を「風早小学校 龍王小学校」に、「向陽中学校、八本松中学校」を「向陽中学校 八本松中学校」に、「志和中学校」を「志和中学校」に、「高屋中学校、磯松中学校、松賀中学校、高美が丘中学校、黒瀬中学校、福富中学校」を「高屋中学校 磯松中学校 松賀中学校 高美が丘中学校 黒瀬中学校 福富小学校及び福富中学校」に、「豊栄中学校」を「

豊栄中学校」に、「、河内中学校」を「 河内中学校」に、「、安芸津中学校」を「 安芸津中学校」に、「、中央中学校」を「 中央中学校」に、「、高屋西小学校、平岩小学校、中黒瀬小学校」を「 高屋西小学校 平岩小学校 中黒瀬小学校」に、「、八本松小学校、東志和小学校、東西条小学校、御菌宇小学校、板城西小学校、上黒瀬小学校、乃美尾小学校、久芳小学校、豊栄小学校、河内小学校」を「 八本松小学校 東志和小学校 東西条小学校 御菌宇小学校 板城西小学校 上黒瀬小学校 乃美尾小学校 豊栄小学校 河内小学校」に改め、同表学校屋内運動場の部竹仁小学校の項を削る。

(提案理由)

児童数の減少により小学校の統合を行うことに伴い、東広島市立竹仁小学校及び東広島市立久芳小学校を廃止し、東広島市立福富小学校を新たに設置するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第329号

東広島市立学校給食センター設置条例の一部改正について

東広島市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月2日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

東広島市立学校給食センター設置条例（昭和52年東広島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東広島市立小学校、中学校等」を「市が設置する小学校、中学校及び幼稚園（第4条第4項において「小学校等」という。）」に改める。

第4条第1項中「給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため」を「教育委員会に」に、「学校給食センター運営委員会」を「東広島市学校給食センター運営委員会」に改め、同条第2項中「重要な」及び「及び」を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「2年」を「委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日まで」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「委員会の」及び「（以下「委員」という。）」を削り、「教育委員会」を「、教育委員会」に、「委嘱する」を「委嘱し、又は任命する」に改め、同項第1号中「第2条に規定する給食センターにおいて学校給食の調理等を行うこととされている小学校及び中学校（以下「関係校」という。）」を「小学校等」に改め、「校長」の右に「及び園長」を加え、同項第2号及び第3号中「関係校」を「小学校等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会は、委員20人以内で組織する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第4項の規定による東広島市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の委員の委嘱又は任命のための手続その他委員会の設置のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日の前日において学校給食センター運営委員会の委員である者の任期は、改正前の第4条第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(提案理由)

令和3年度から学校給食に要する経費の徴収及び食材の調達に係る支出を市の歳入歳出予算で取り扱うことに伴い、学校給食の会計に関する事項等を所掌する学校給食センター運営委員会の組織を見直すとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

議案第 330 号

東広島市使用料条例の一部改正について

東広島市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 2 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市使用料条例の一部を改正する条例

東広島市使用料条例（昭和 5 1 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は公の施設の利用」を削る。

第 4 条第 1 項中「又は公の施設の利用」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表の 2 の表又は 3 の表に掲げる行政財産を使用する者がその使用料を口座振替の方法により納付する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定及び第 4 条第 1 項の改正規定（同項にただし書を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(提案理由)

学校施設及び学校における照明施設の使用料の徴収の時期に関する特例を定めるとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－